

# 貴陽市循環型経済生態都市形成推進条例

(2004年7月8日貴陽市第十一次人民代表大会常務委員会第十四次会議通過、2004年9月24日貴州省第十回人民代表大会常務委員会第十次会議承認、2004年9月29日公布、2004年11月1日より施行)

## 第一章 総則

第一条 資源利用効率を高め、資源、エネルギー消費ならびに汚染物質、廃棄物の産出量を減少させ、新しいタイプの工業化を推進し、生態都市の形成を確かなものとし、経済と社会の全面的、協調的、持続的発展を促進するため、本市の現状と実際的なニーズに基づき、本条例を制定する。

第二条 循環型経済生態都市の形成には、科学的な発展観を樹立し、科学技術の進歩を堅持する方針を掲げることが不可欠であり、また地域に根ざした施策、一元的な計画、プロジェクトモデルによる振興、段階的实施、人間本位、環境優先の原則に基づき実行する。本条例で述べる「循環型経済」とは、最も合理的かつ資源を有効利用して環境を保護し、「減量、再利用、循環」を原則として経済活動を組み立てる経済発展のモードを指す。また本条例で述べる「生態都市」とは、社会、経済、文化と自然とが調和した複合的生態都市システムを指す。

第三条 本市行政区域内で生産、サービス、消費活動に従事する法人並びに個人および関係管理部門は、本条例を遵守すべきである。

第四条 市人民政府は、全市の循環型経済生態都市形成作業を一元的に指導し、下記の職責を全うする。

- (一)循環型経済生態都市全体計画、エコタウン計画の企画と実施の枠組みを作る。
- (二)モデル事業を確定して、モデル地区、エコタウン、生態村・鎮、生態コミュニティの形成を推進する。
- (三)環境、経済、生態などの評価基準を制定する。
- (四)優遇政策を制定し、奨励の仕組みを作る。
- (五)審査、保障制度を作り、実施する。
- (六)関係行政管理部门の職責と権限を明確化し、各部門間の作業調整を行う。
- (七)宣伝教育、科学的情報の普及活動を展開し、市民参加を呼びかける。
- (八)情報を収集、整理、発表する。また社会に対し定期的に循環型経済生態都市の進捗状況にかかる報告を行う。
- (九)海外との協力および交流を企画、調整、促進する。

県級の人民政府は、本行政区域内の循環型経済生態都市の形成作業を担当する。関係行政管理部门は各自の職責に沿って、循環型経済生態都市形成の推進を担当する。

第五条 社会組織、企業体・事業体、現場コミュニティの自治組織は、各自の優位性を発揮し、さまざまな形で循環型経済生態都市形成活動を幅広く展開すべきである。

## 第二章 企画

第六条 市人民政府による循環型経済生態都市形成の全体計画策定にあたっては、以下の原則を遵守すべきである。

- (一)各方面に配慮しつつ一元的に管理し、順序だてて業務を推進する。
- (二)重点項目を定め、能力に応じて実施する。
- (三)建設と保護をともに重視する。
- (四)本市の持つ資源優位性を生かすとともに、都市インフラ施設の充実に努める。

第七条 循環型経済生態都市形成の全体計画の策定にあたっては、国民経済と社会発展計画、都市計画、環境保護計画ならびに土地利用全体計画との一致性と統合性を保持すべきである。

国民経済と社会発展計画、都市計画、環境保護計画ならびに土地利用全体計画の策定・調整は、循環型経済生態都市形成の原則を具現化したものでなければならない。

第八条 循環型経済生態都市形成の全体計画には下記項目を含まなければならない。

- (一)全体目標
- (二)産業、都市インフラ施設、都市生態形成など分類別の計画
- (三)重点展開分野と優先事業
- (四)周辺関連措置とサポート体系

第九条 循環型経済生態都市形成の全体目標は短期、中期、長期目標に分ける。循環型経済生態都市形成に特に影響を与える問題を解決し、スタートラインを比較的高いポイントに設定し、高効率かつ短期間で効果が得られるモデル事業を起動することを短期目標とすべきである。

循環型経済産業、生態保障、人材資源の開発、制度構築ならびにインフラ施設建設の完了を中期目標とすべきである。

循環型経済を軸とする経済体系を実現し、良好な生態環境と合理的配置がなされ、人と自然との調和した循環型経済生態都市の形成を長期目標とすべきである。

なお目標の実現には期限を設定すべきである。

第十条 循環型経済生態都市形成の全体計画は、市人民政府が市人大常委会に提出し、その審議を通過する必要がある。また審議通過後は、主な内容を社会に公表すべきである。

第十一条 循環型経済生態都市形成の全体計画は、審議通過後、必ず実施しなければならない。みだりに変更してはならない。実施内容を調整せざるを得ない場合、市人民政府は市人大常委会に修正案を提出、審議を通過させる必要がある。

## 第三章 実施

第十二条 県級以上の人民政府は、循環型経済生態都市形成の作業を国民経済ならびに社会発展計画に組み入れ、循環型経済生態都市形成の全体計画に基づいて計画を策定する必要がある。

第十三条 循環型経済に関する科学研究、技術開発並びに海外との協力を奨励・支援し、循環型経済に関する先進的技術と成果の普及と応用に努めるべきである。

循環型経済生態都市形成にあたり、本市内外の機関並びに個人の参与を提唱し、奨励すべきである。

第十四条 計画による実施が必要とされる事業は、実施内容確定前に論証会、公聴会などの形式で広く意見を求めなければならない。

循環型経済生態都市形成の全体計画に照らし実施内容が確定した事業について、関係組織は承認済みの内容に沿って実施すべきである。

第十五条 新設の開発区・工業区は、エコタウンの基準に基づき全体計画を進めなければならない。

既存の開発区・工業区は、産業構造調整と組み合わせ、循環型経済生態都市形成事業を優先し、段階的に生態工業園を形成すべきである。また当該園内に入居する企業はエコタウン計画に適合するものでなければならない。

第十六条 県級以上の人民政府は、環境、経済、生態などの評価基準に照らして、計画の実施状況に対する評価を定期的実施し、その評価結果を社会に公表すべきである。

第十七条 県級以上の人民政府は、農業分野での構造調整に関連し、無公害農産品、グリーン商品、有機農産物の生産を優先させ、相応の拠点を設けて、農業廃棄物循環利用体系と農村でのクリーンエネルギー供給ならびに保障体系を形成すべきである。

第十八条 回収が義務付けられている製品の対象リストにある製品、及び包装材の生産、販売にあたり、企業は規定に照らして回収し、再利用すべきである。

回収が義務化されていない生産物の場合でも、企業は技術・コスト面で対応可能な範囲で、下記規定に従い、利用と処理を行わなければならない。

(一)全部あるいは一部が再利用可能な場合、再利用すべきである。

(二)再生利用が可能な場合、再生利用すべきである。

(三)熱回収が可能な場合、熱回収を行わなければならない。

(四)利用不可能な場合、環境保護基準に適合する処理を行わなければならない。

第十九条 下記のケースに該当する新規施設を建設してはならない。

(一)産業発展計画に不適合な場合

(二)資源、エネルギーを浪費する場合

(三)生態を破壊し、環境を汚染する場合

(四)国が法令で禁止を明記しているその他の場合

第二十条 下記のケースに該当する施設の改築、拡張を行ってはならない。

(一)クリーンプロダクト措置をとらずに技術改良を実施する場合

(二)環境影響評価を実施しない場合、及び原料使用、資源消費、資源の循環利用と汚染物質の生成・処置等にかかる分析論証を行っていない場合

(三)合理的なエネルギー利用基準、省エネルギー設計規格を満たしていない場合

第二十一条 施設の新設、改良、拡張に当たっては、資源利用効率を高めることができ、汚染を引き起こさないか低汚染の技術、加工手段並びに設備を優先的に採用すべきである。エコデザインに基づいている、あるいはエコラベル認証を取得した製品、及びクリーナープロダクション審査に合格あるいは ISO 認証を取得した企業の製品を優先的に選択して使用すべきである。

第二十二条 企業は、生産の全過程において循環型経済に有効な措置を採用すべきであ

る。

(一)企業内部においてクリーナープロダクションを推進し、環境汚染を引き起こしやすい原材料あるいはエネルギー源については、期限を設けて代替原材料あるいはエネルギーに転換すべきである。

(二)利用可能な廃棄物を優先的に採用し、資源利用率と副産物および廃棄物の総合利用率を高める。

(三)製品には回収利用が容易、あるいは処理が容易、あるいは環境中での分解が容易な包装材料を採用し、包装材料の過度な使用と包装材廃棄物の発生を低減させなければならない。

また、企業間の産業統合と物質/エネルギーフローの最適化を奨励し、産業ネットワークを推進し、生態工業ネットワークを形成すべきである。

第二十三条 リン、ボーキサイト、石炭などの鉱産資源の探査・採掘は、「秩序ある開発を行い、開発と保護をともに重視する」原則に従い、生態環境の汚染と破壊を最小レベルまで抑制すべきである。

リン、アルミニウム、石炭産業の大型企業グループは、物質とエネルギーの段階的利用にできる限り努め、資源ならびにエネルギーの消費を抑制し、汚染物質、廃棄物量を減少させるべきである。

第二十四条 ごみの分別制度の構築を奨励・支援する。各級人民政府は、ごみの分別回収、処理施設を充実させ、ごみの無害化処理率と資源再生利用率向上のための措置を講じるべきである。

第二十五条 各級人民政府は、グリーン購入の奨励措置を講じ、グリーン市場を積極的に育成し、グリーン購入と社会における持続可能な消費形態を大いに推奨し、節度ある消費を提唱し促進すべきである。

財政支出を行う行政機関及び政府系事業団体は、省エネ・節水型・リサイクル産品を優先的に調達すべきである。

新規事業、都市公共施設の新規工事では、省エネ・節水型製品を使用すべきである。

また、その他の団体、個人に対しても省エネ・節水、リサイクル産品の使用を奨励すべきである。

第二十六条 各級人民政府は、循環型経済生態都市形成に資する投入を毎年拡大し、支援措置を講じ、生産・消費観とその行動を循環型経済モデルへと転換を図るべきである。

各種都市経済発展特定プロジェクト資金に関連する経費は、循環型経済生態都市建設全体計画が確定した事業に対し一定の配分を行うべきである。

徴収した汚染排出費は、規定された使用範囲内で、循環型経済生態都市のモデル事業に優先的に配分すべきである。

第二十七条 循環型経済生態都市形成の実施に特に優れた成績を収めた法人と個人に対し、県級以上の人民政府がこれを表彰し、活動を奨励することとする。

第二十八条 県級以上の人民政府は、政府活動報告あるいは特定プロジェクト報告を通じ、毎年、同レベルの人民代表大会常務委員会に、循環型経済生態都市形成全体計画の実施状況を報告すべきである。

## 第四章 罰則規定

第二十九条 行政管理機関が下記行為のうちのいずれかを行った場合は、主要責任者並びに直接責任者に対し、法に基づき行政処分を課する。

- (一)循環型経済生態都市形成全体計画にみだりに変更を加えた場合
- (二)規定に基づかず計画実施状況を評価し、その結果を公表した場合
- (三)規定に基づかず事業実施について論証し、公聴会を開催した場合
- (四)規定に適合しない企業のエコタウン入居を決定した場合
- (五)規定に反して新規建設工事、拡張工事、改良建設事業を承認した場合
- (六)省エネ、節水型、リサイクル製品の調達規定に違反した場合

第三十条 本条例第十四条第二項の規定に違反した場合、都市計画行政管理部門は期限付きによる実施を命じるものとする。また当該期限を過ぎても実施されない場合、1 万元以上 5 万元以下の料料とする。

第三十一条 本条例第十八条第(一)、(二)、(三)項の規定のいずれか一つにでも違反した場合、経済貿易行政管理部門は期限付きで改善命令を行う。期限を過ぎても改善されない場合、1 万元以上 5 万元以下の料料とする。また第(四)項の規定に違反した場合、環境保護行政管理部門は期限付きで改善命令を行う。期限を過ぎても改正されない場合、1 万元以上 5 万元以下の料料とする。

第三十二条 本条例第十九条、第二十条、第二十一条の規定に違反した場合、関係行政管理部門は生産停止命令を行い、1 万元以上 10 万元以下の料料とする。ただし別途法律、法規がある場合、その規定を適用する。

第三十三条 本条例第二十五条第三項の規定に違反し、省エネ製品を使用しない場合、経済貿易行政管理部門は期限付きで改正命令を行う。期限を過ぎても改正されない場合、1 万元以上 10 万元以下の料料とする。節水型製品を使用しない場合、節水行政管理部門は期限付きで改正命令を行う。期限を過ぎても改正されない場合、1 万元以上 10 万元以下の料料とする。